

表形式公告文の採用について

このことについて、4月12日公表分から適用しますので、御留意ください（※注：入札参加資格条件など、入札条件や制度の改正ではありません。）。

1 概要

(1) 各工事についての必要な情報の多くは、当該工事についての公告（一般的な例を別紙1に、単体企業および特定JVのそれぞれの入札参加資格を定める例を別紙2に示します。）にあります。

(2) (1)の公告においては略称をはじめとして一定ルールで用語を使用します。そのような使用用語の定義や入札手続等の基本事項については別途の公告（以下「定義・基本公告」といい、別紙3のとおりです。）に定めます。

2 各工事についての公告と、定義・基本公告とのそれぞれに定める事項を、公告事項ごとに整理すれば、おおむね次の表のとおりです。A欄に「○」がありB欄に文字表記がある場合（定義・基本公告に主にどのような事項が定められているのかを表示）は、両方の公告を見ることによって、公告事項が分かるしくみになっています。A欄・B欄の一方に「○」がある場合は、ある方の公告を見ると公告事項が分かります。A欄・B欄の両方に「○」がある場合は、それぞれの公告を見るとそれぞれの公告事項が分かります。

規 定 事 項	(A)	(B)
	各工事公告（個別）	定義・基本公告（共通）
工事名	○	解説
工事場所	○	
工事の種類	○	解説
工事の概要	○	
工期	○	
入札の区分	○	解説・定義
入札に参加することができる者	○	解説・定義
予定価格	○	定義
最低制限価格	○	解説・定義
失格基準価格	○	解説・定義
支払条件	○	解説・定義
入札保証金	○	解説
契約保証金	○	解説
入札に参加する者に必要な資格	○	解説・定義

設計図書等の閲覧および交付等	○	定義
入札書等の提出日程	○	定義
入札書等の提出の手続		○
入札参加資格の事前確認の日	○	定義
入札の無効等		○
落札候補者および落札者の決定方法		○
無効通知書の送付等		○
入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明		○
契約の締結	○	解説・定義
専任の技術者の配置を要する工事における当該技術者の選任		○
建設リサイクル法	○	定義
補則	○	○